

美郷町認知症早期発見事業「気づきの輪」実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、美郷町（以下「町」という。）及び外部協力者（以下「協力者」という。）が連携し、高齢者の認知症の早期発見につなげるとともに、地域における支え合い気づき合いの輪の推進を目的とする。

(内容)

第2条 協力者は業務に支障のない範囲で協力し、高齢者に関して異変に気づいたときは、町に連絡するものとする。

2 協力者が連絡の際に生じる費用については、協力者の負担とする。

(対応)

第3条 町は、協力者による連絡があったときは、当該連絡に対し必要な福祉サービスを提案する等、必要な措置を講じなければならない。

(免責)

第4条 協力者による連絡について、協力者の思い違い及びやむを得ず連絡が遅れた場合について、その責任は問わないものとする。

(秘密保持の義務)

第5条 協力者は、活動の協力に当たって知り得た個人情報及びその他の情報を他に漏らしてはならない。

(協力者への配慮)

第6条 町は、協力者が特定されることのないよう配慮しなければならない。

2 町は、協力者の氏名や事業所名、連絡先等について、この事業のみに使用するものとする。

3 町は、連絡があった後の経過について、必要に応じて協力者に報告するものとする。ただし、個人情報に関する情報は除く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月4日から施行する。